

「省エネ機器転換支援事業」のご案内

国際的な情勢不安や円安の進行により、電気や燃料等の価格が高騰し続けるなど、厳しい経営状況にある農家を対象に、農業経営を継続・発展することを目的とし、低コスト化や効率化を進めるための省エネルギー型生産機械の導入や集出荷施設等の省エネ化を図る取組を支援します。

1 事業概要

項目	内容												
補助事業対象者	<p>京都府内に主な生産・経営基盤を持つ、次に掲げるもの</p> <p>＜農業経営体＞ 認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人</p> <p>＜機械・機器等共同利用団体＞ 3戸以上の販売農家(※)で組織する団体（集落営農組合・品目別生産組合等）、農業協同組合、全国農業協同組合連合会京都府本部 等</p> <p>※販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家</p>												
補助要件	<p>以下の全てを満たしていること</p> <ol style="list-style-type: none"> 省エネ機械・機器導入により、電気・燃料コストを10%以上低減する計画を作成すること。（ただし、施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る支援対象者又は加入予定者については、これを省略することができる。） 農業経営体及び3戸以上の販売農家で組織する団体にあつては、次に掲げる①～④のいずれかに加入していること。加入していない場合は、①又は②について、加入の検討を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 施設園芸等燃料価格高騰対策事業 収入保険 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） 農産物価格安定対策事業 他の事業と重複申請とならないこと。 事業実施年度の2月29日までに完了する取組であること。 												
補助対象機械	<p>① 生産・集出荷・調製のために必要な以下の機械・機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>対象機械・機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米</td> <td>遠赤外線乾燥機、色彩選別機、粃すり機、計量器</td> </tr> <tr> <td>麦類・豆類・そば</td> <td>遠赤外線乾燥機、色彩選別機、計量器</td> </tr> <tr> <td>野菜・果樹・花き</td> <td>ヒートポンプ、加温機、育苗用機械、計量器</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 集出荷・調製施設を運営するために必要な以下の機械・機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>対象機械・機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米・麦類・豆類・そば・野菜・果樹・花き・茶</td> <td>エアコン、保冷库、循環扇、照明器具（ただし事務室用は除く）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①②とも、10%以上の省エネ効果が認められる機械・機器のみ補助対象とする。 ※購入費が25万円(税抜)未満の機械・機器は補助対象としない。</p>	対象品目	対象機械・機器	米	遠赤外線乾燥機、色彩選別機、粃すり機、計量器	麦類・豆類・そば	遠赤外線乾燥機、色彩選別機、計量器	野菜・果樹・花き	ヒートポンプ、加温機、育苗用機械、計量器	対象品目	対象機械・機器	米・麦類・豆類・そば・野菜・果樹・花き・茶	エアコン、保冷库、循環扇、照明器具（ただし事務室用は除く）
対象品目	対象機械・機器												
米	遠赤外線乾燥機、色彩選別機、粃すり機、計量器												
麦類・豆類・そば	遠赤外線乾燥機、色彩選別機、計量器												
野菜・果樹・花き	ヒートポンプ、加温機、育苗用機械、計量器												
対象品目	対象機械・機器												
米・麦類・豆類・そば・野菜・果樹・花き・茶	エアコン、保冷库、循環扇、照明器具（ただし事務室用は除く）												
補助率等	<p>補助率：3/4以内（予算の範囲内）※消費税額は除く。 ただし、1補助事業対象者当たりの補助金額は、375万円を上限とする。 また、事業費総額（消費税額除く）が50万円を超える取組を対象とする。</p>												
事業対象期間	交付決定日以降～令和6年2月29日【2月29日までに実績報告書を提出のこと】												
申請受付期間	令和5年8月1日（火）～8月31日（木）【市町村担当課必着】												

2 申請書類

応募に必要な書類は、以下の京都府ホームページからダウンロード、又はお近くの広域振興局農林商工部農商工連携・推進課にお問合せください。

<http://www.pref.kyoto.jp/nosan/news/r5shoenekikitenkanshien.html>



3 採択基準

採択基準は、経営規模、導入機器、電気・燃料コストを低減する計画、事業継続のための制度の加入状況等とし、予算の範囲内で補助事業対象者を選定するものとします。

なお、選定経過及び結果の内容等についての問合せには応じられません。

4 応募方法

申請期限内（最終日必着）に、主たる事務所がある各市町村担当課に書類を提出してください。

なお、申請書類は、採択の可否に関わらず申請者に返却できませんので、申請にあたっては、予め複写するなどして保管しておいてください。

5 問い合わせ先

不明な点がございましたら、京都府農林水産部農産課またはお近くの広域振興局担当課にお問い合わせください（平日9時～17時）。

主たる事務所がある地域	問い合わせ先
京都市・向日市・長岡京市・大山崎町	農林水産部 農産課 京の米・豆・保険係 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町 電話：075-414-4953
宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村	山城広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 電話：0774-21-2392
亀岡市・南丹市・京丹波町	南丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4番1号 電話：0771-22-0371
福知山市・舞鶴市・綾部市	中丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 電話：0773-62-2743
宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町	丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 電話：0772-62-4305